

令和4年3月23日

公益財団法人広島原爆障害対策協議会
女性活躍推進法に基づく行動計画（第1期）

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

2 内 容

目標1 年次有給休暇の取得率を76%以上とする

【対策】

- ① 令和4年4月～ 管理職が率先して年次有給休暇を取得することで、所属職員が取得しやすい環境を整える
- ② 令和4年6月～ 夏期や年末年始の休暇まとめ取りの促進ポスターを掲示するなど、計画的な有給休暇の取得について積極的に社内アナウンスを行う
- ③ 令和4年11月～ 各職員の年次有給休暇日数を把握し、管理職から取得日数の少ない職員に対して取得促進を行う